

④引き受け条件

	条件
被保険者契約年齢	0～75歳（満年齢）
保険料のお取り扱い	1被保険者あたり200万円以上5億円以下（1円単位） ※マニュアル生命で投資型年金保険のご契約がある場合は、合算して5億円を超えることができません。
保険料の払込方法	一時払のみ
年金受取人	契約者または被保険者
告知について	申込時に書面で職業について正しくお知らせください。
保障の責任開始日	マニュアル生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料のお払い込みと告知がともに完了した日を責任開始の日（契約日）とします。
クーリング・オフ	クーリング・オフ（お申し込みの撤回・保険契約の解除）制度の対象です。 お申し込み後、ご納得がいかない場合、お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、マニュアル生命への書面（封書）により保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合にはお申し込みいただいた金額を全額お返しします。

基本保険金額（一時払保険料）・プラン・年金支払期間等、ご契約の具体的な内容については、「申込書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にてご契約内容を必ずご確認ください。

⑤特約について

この商品には以下の特約を付加することができます。

- 指定代理請求特約  
年金受取人が被保険者の場合で、年金受取人が傷害または疾病により、年金を請求する意思表示ができない等の事情により年金を請求できないときに、あらかじめご指定いただいた指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。  
年金支払開始日前はご契約者の、年金支払開始日以後は年金受取人のお申し出により付加できます。この特約を付加する場合、つぎの方のうちお1人を指定代理請求人としてご指定いただきます。
  - ・被保険者の戸籍上の配偶者
  - ・被保険者と同居し、または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
  - ・被保険者の直系血族※指定代理請求人は、年金の請求時においても、上記のいずれかに該当することが必要です。  
※ご契約者が法人の場合、付加することはできません。
- 新後継年金受取人指定特約  
年金支払開始日以後に年金受取人がお亡くなりになった場合、あらかじめご指定いただいた後継年金受取人を新たな年金受取人として、その後の年金をお支払いします。  
年金支払開始日前はご契約者の、年金支払開始日以後は年金受取人のお申し出により付加できます。  
年金受取人が被保険者の場合、年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった際のお支払いは、後継年金受取人につぎのいずれかをご選択いただきます。
  - ・死亡一時金
  - ・年金の継続支払
- 遺族年金特約  
据置運用期間中（「早期受取プラン」は契約日から1年、「ボーナスプラン」は契約日から5年）に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金の全部または一部を年金基金とし、死亡給付金受取人に年金（一般勘定年金）をお支払いします。被保険者生存時はご契約者の、被保険者がお亡くなりになった後（死亡給付金をお支払いする前）は死亡給付金受取人のお申し出により付加できます。死亡給付金をお支払いした後に付加することはできません。  
年金種類は確定年金（5年・10年・15年・20年・25年・30年）です。  
※遺族年金の年金額は、年金基金の金額に基づき、年金基金の設定時におけるマニュアル生命の定める基礎率等（予定利率<sup>(注)</sup>等）により計算されます。ご契約時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておられません。  
※遺族年金の年金額が5万円未満となる場合、遺族年金のお取り扱いはできません。  
※遺族年金の年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、年金額3,000万円を基準としてマニュアル生命の定める基礎率等（予定利率<sup>(注)</sup>等）により計算された年金基金を超える部分については、当該部分を一時金で遺族年金の年金受取人にお支払いします。  
(注) 予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。

⑥配当金に関する事項

配当金はありません。ただし、遺族年金の年金支払期間中は5年ごとに利差配当\*を行います。  
\*年金基金についてはマニュアル生命が運用を行い、その運用成果(利差)により剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。ただし、運用実績によっては配当金がない場合があります。

⑦解約返戻金に関する事項

- 据置運用期間中または年金支払期間中にご契約を解約した場合、解約返戻金をお支払いします。なお、ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 据置運用期間中にご契約を一部解約\*した場合、解約返戻金をお支払いします。ただし、ご契約を一部解約した際には、年金の合計額の最低保証はありません。  
\*年金支払期間中は一部解約のお取り扱いがありません。また、一部解約後の年金支払保証総額が100万円未満となる場合、一部解約はできません。
- 解約計算基準日（マニュアル生命が解約のご請求を受け付けた日の翌営業日）が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の基本保険金額と同額になります。
- 特別勘定への繰入日以後、解約返戻金額は解約計算基準日における積立金額です。

⚠据置運用期間中に解約した場合の解約返戻金、または年金支払期間中に解約した場合の解約返戻金と解約計算基準日までにお支払いした年金の累計額との合計額は、一時払保険料を下回ることがあります。  
⚠ご契約を一部解約した場合、積立金額および基本保険金額は減額され、その割合に応じて年金支払保証総額も減額されます。

⑧特別勘定について

- 特別勘定への繰り入れ  
契約日より契約日を含めて**8日目末**に、一時払保険料の3%を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。
- 特別勘定の種類と運用方針

特別勘定名	世界分散型40		
特別勘定の運用方針	主として日本株式、日本債券、外国株式および外国債券に分散投資します。各資産への投資は、それらの資産に投資を行う投資信託を通じて行います。高い長期資産価値の増加を見込み、資産価値増加の可能性の大きい資産に効率的に国際分散投資します。		
主な投資対象となる投資信託	投資信託名	三菱UFJバランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	
	運用方針	国際分散投資によりリスクの低減をはかりながら、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。 ご参考:各資産の運用の特色	
		日本株式	東証株価指数 (TOPIX) と連動する投資成果を目指して運用を行います。
		外国株式	MSCIコクサイ インデックス (円換算ベース) と連動する投資成果を目指して運用を行います。為替ヘッジは原則として行いません。
		日本債券	NOMURA-BPI総合インデックスと連動する投資成果を目指して運用を行います。
外国債券 (ヘッジあり)		シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース) を中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行います。	
外国債券 (ヘッジなし)	シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース) と連動する投資成果を目指して運用を行います。為替ヘッジは原則として行いません。		
<small>※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。</small>			
運用会社	三菱UFJ投信株式会社		
費用	保険関係費	特別勘定の資産総額に対して、年率2.56%を乗じた金額	
	運用関係費	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に年率0.3318% (税抜:年率0.316%) を乗じた金額 (信託報酬*)	

\*運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用（信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等）は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。  
※特別勘定の運用方針および主な投資対象となる投資信託は、今後変更することがあります。

- 特別勘定資産の評価方法  
特別勘定資産の評価は毎日行い、積立金の増減に反映させます。特別勘定資産の評価方法はつぎのとおりとします。ただし、この評価方法は将来関係法令、会計慣行の変更等により変更することがあります。
  - ・有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準ずる扱いが適当とされる資産は、時価評価します。
  - ・上記以外の資産については、原価法によるものとします。※為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。

この「契約概要」に記載の資産運用に関する事項は概要を示しています。資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。